

● 札幌市の観光行政における宿泊税の必要性

札幌市が、今後激化することが予想される都市間競争に対応し、持続可能な観光を推進していくためには、大きく2つの事柄に取り組んでいかねばならないと考えています。
ひとつは、札幌に来ていただいた方々に快適に過ごしていただける環境づくりです。そして、もうひとつは、目的地として選んでいただき、また来たいと思っていただけるための観光資源の磨き上げです。今後は、より一層これらの取組への投資を拡大していくことが必要であることから、その原資の全てを市民からの税金だけに頼るのではなく、来訪者の皆様にも一部をご負担いただくことが妥当であると考え、宿泊税の導入を検討しています。

● 宿泊税の制度について（案）

(1) 札幌市における宿泊税額（案）

宿泊料金	市税
5万円未満 (宿泊者数：99.8%)	200円
5万円以上 (宿泊者数：0.2%)	500円

参考

道税※	総額	備考
100円	300円	宿泊料金 1万円未満の場合
200円	400円	宿泊料金 1万円以上5万円未満の場合
500円	1,000円	

※出典：北海道が開催した「第2回 観光振興を目的とした新税に関する懇談会」資料

★ 札幌市の税額設定に当たり重視した点

① 納税していただく宿泊者にとってのわかりやすさ

現在の札幌市内のほぼ全ての宿泊者が5万円未満の単価であり、今後札幌市が求められる新たな課題への対応も見据えた税額として、200円/人泊という設定としました。
なお、宿泊料金5万円以上の価格帯については、今後進出が予定される4つ星や5つ星のハイグレードホテルでの宿泊を想定し、先行する他自治体の状況も踏まえ、応分の負担を求めます。

② 実際の徴収をお願いする宿泊事業者の事務負担の軽減

5万円以上の料金の宿泊客は、現状においては0.2%であることから、一律での設定と比較して多大な事務負担をお願いするものではないと考え、京都市の事例も参考に段階を設定しました。

(2) その他の主な制度内容

- 特別徴収義務者※1
 - ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所の経営者
 - ・住宅宿泊事業法の届け出をした住宅（民泊）の経営者

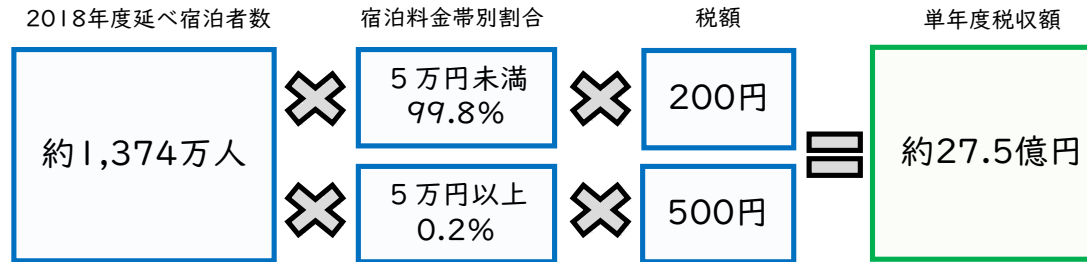
- 免税点
設けない
- 課税免除
設けない※2
- 入湯税
減額しない

- 制度の見直し
宿泊税条例施行後、定期的に見直しを行う

※1 特別徴収義務者の事務負担を考慮した報奨金制度を検討しています。

※2 修学旅行をはじめとする教育旅行への政策的配慮は、道税の使途として検討することが、道の懇談会で示されています。

● 想定税収額



● 宿泊税の使途の考え方

宿泊税の使途については、宿泊業界や観光業界などの皆様のご意見を伺いながら、以下の分野を中心に事業を構築し、来訪者の満足度向上と、観光業の持続的な発展を目指します。

○ 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上

- ・宿泊施設や公共交通のバリアフリー化
- ・観光施設、宿泊施設の受入環境整備支援



- ・二次交通の課題解決に向けた取組
- ・観光バス対策
- ・観光案内機能の充実



○ 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上

- ・観光コンテンツの高付加価値化支援
- ・都市型スノーリゾートの推進
- ・定山溪地区の魅力アップ



- ・アドベンチャーツーリズムの推進
- ・持続可能な雪まつりの運営
- ・新たな観光コンテンツづくり



○ 持続可能な観光地経営の推進

- ・宿泊業界の人材育成・確保、DX推進、省力化、環境配慮、省エネ化
- ・観光関連施設の災害対策支援

